

鳥取県告示第644号

平成23年鳥取県告示第162号（とっとりバイオフロンティアの利用料金について）により告示した利用料金を変更することについて、とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）第13条第2項の規定に基づき平成23年11月10日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成23年11月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前						
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 施設利用料等</p> <p>ア及びイ 略</p> <p><u>ウ 実験動物の給餌、給水並びにケージの交換、滅菌及び洗浄等</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>利用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>1日につき 20ケージまでの利用に係る部分</td><td>1ケージ1日につき 700円</td></tr><tr><td>1日につき 20ケージを超える利用に係る部分</td><td>1ケージ1日につき 100円</td></tr></tbody></table> <p><u>備考 利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算するものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>別記 略</p>	区分	利用料	1日につき 20ケージまでの利用に係る部分	1ケージ1日につき 700円	1日につき 20ケージを超える利用に係る部分	1ケージ1日につき 100円	<p>1 利用料金</p> <p>(1) 施設利用料等</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>別記 略</p>
区分	利用料						
1日につき 20ケージまでの利用に係る部分	1ケージ1日につき 700円						
1日につき 20ケージを超える利用に係る部分	1ケージ1日につき 100円						

附 則

この告示は、平成23年11月15日から施行する。